

## (平成29年度) 第3回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成30年1月30日(火)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館1階 共用会議室3
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、斧田委員、神山委員、高橋委員、  
武田委員、原田委員、室委員、加太(株)MM総研研究課長(有識者)

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の現年課税化
- (3) 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
- (4) 特別徴収の推進
- (5) 閉会

### 5 議事の経過

- 委員、有識者及び総務省より、議事次第(2)の内容についてそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。
- 委員より、議事次第(3)の内容についてそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。
- 委員及び総務省より、議事次第(4)の内容についてそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

#### 【個人住民税の現年課税化】

- 従業員300人未満の中小企業等を対象に給与計算ソフトの利用状況を調査したところ、給与計算ソフトを利用している企業が44%であり、このうち12.5%がクラウド型を利用している。最近はクラウド型の給与計算ソフトを導入する企業が増えている。
- 従業員が10人未満の企業だと、約5割が給与計算ソフトを利用しておらず、Excelや紙で計算している状況である。これは、規模が小さい企業であれば、手作業で対応できること、経営者の高齢化が進み、ITリテラシーの問題でシステムの導入が進みにくいことが考えられる。

- 近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。今後、給与計算のシステム化が更に進む可能性がある。
- 現年課税化に係る課題について、システムで解決できることとできないことがある。現行の企業における年末調整事務において、各種申告書の記載内容の確認を行っているが、勤務形態が多様な職種については、給与担当者と従業員が直接やりとりできないため、記載内容の確認に苦勞している。また、マンパワーが足りない、従業員の高齢化によるITリテラシーの問題など、システム化で解決できない点がある。
- 小規模事業者に話を聞いたところ、「年末調整の事務は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業できない。年末年始はかき入れ時だが、その中で短時間の作業となるため心理的にも負担がある。新しい事務作業が発生するのは困る。」との意見があった。
- 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、企業において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性がある。
- 毎月発生する源泉徴収については、全国一律で国税のように簡易に計算できるようにし、地方団体によって異なる税率の反映等は、年末調整で行うことが考えられる。年末調整までに、システム開発事業者が全地方団体の税率を把握することができるように、税率の情報を統一的に管理し、公表することが必要。
- 給与計算ソフトを導入していない企業において、所得税と個人住民税で計算方法が異なる項目や個人住民税独自の項目を反映して税額計算することは難しいのではないかと。
- マイナポータルやマイナンバーカードを活用し、企業の事務負担の増加を軽減する仕組みが考えられるのではないかと。

### 【特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化】

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)を従業員に配布する方法については、特別徴収義務者が用意する社内LAN環境やプリントアウトした書面だけではなく、eLTAXの機能として「納税義務者用ボックス」を用意し、特別徴収義務者が当該ボックスに納税義務者用通知を格納し、従業員がそこに直接アクセスする方法も考えられるのではないかと。
  
- (上記の場合、) 納税義務者が電子による通知を受領したことを、特別徴収義務者が確認できるようなシステム構築をすべきではないかと。  
法制度上では、納税義務者に対して電子による通知を送付した旨の連絡をもって到達とみなし、実際に受領したか否かについては、到達の効力には影響しないこととすべきではないかと。
  
- 納税義務者用通知ボックスを使用する案については、社内LAN環境が整備されていない場合など、様々な情報環境に置かれる特別徴収義務者及び納税義務者にとって、より最適な通知の配布方法が選択可能となり、有効な手段であると考えられる。

### 【特別徴収の推進】

- 普通徴収の認定要件について、各市区町村の自立性に委ね、市区町村や特別徴収義務者の状況に応じて普通徴収を認める処理も重要である一方、事業者にとって義務の範囲が変わってくる問題でもあるので、法令で要件を明確にする必要性もあるのではないかと。
  
- 普通徴収の認定要件については、現場の課税実務においては、納税義務者の実情に即した運用を行う必要性もあり、実際、多くの認定要件は各地方団体において共通するものの、一定の差違も見受けられる。そのため、法令により全国一律に普通徴収の認定要件を定めることは、むしろ課税実務に混乱を招きかねないのではないかと。
  
- 普通徴収の認定要件ではなく、従業員を普通徴収に切り替える申出理由を様式上統一することは課税実務に影響が少なく、特別徴収義務者の事務負担の軽減に資するのではないかと。ただし、様式上、あらかじめ普通徴収の申出理由を選択肢として設け、申出理由の統一を行う場合には、特別徴収義務者及び納税義務者に対して、選択肢に該当があれば、必ず普通徴収が認められると誤認されないよう留意する必要がある。

- 省令様式の改正により様式上に普通徴収の申出理由を統一的に選択肢として設けることについては、当該選択肢に該当することにより普通徴収が認められると納税義務者等に誤認されるか、若しくは一定の規範性を持つと受け止められ、事実上の認定要件となる懸念がある。また、書面については様式に独自の記入項目を設けている市区町村も多く、統一を図った場合の影響が大きいことが想定されるとともに、仮に書面様式を統一しても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られないのではないか。
- eLTAXのフォーマットの変更による普通徴収の申出理由の統一については、eLTAXのフォーマットは既に様式が統一されており、システムの制御により、独自様式を設けることはできないことから、普通徴収の申出理由の選択肢を設定した場合も、省令様式の改正と比較して影響が限定的であると考えられる。  
ただし、フォーマットに普通徴収の申出理由を選択肢として追加すると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められると、特別徴収義務者や納税義務者に誤認される懸念が残る。特に、現行において認定要件を限定的に運用している団体にとっては、設定された申出理由の選択肢がこれより広い場合に、一定の事務増加や混乱が生じるおそれがあるのではないか。
- 申出理由の統一については、「申出理由に基づき、各市区町村が普通徴収とするか個別具体の認定を行うことを前提としつつも、各市区町村の判断基準が、統一された申出理由に収束していき、事実上の基準となる可能性があること」や、「申出理由を統一した後に変更を行う場合、選択肢を追加する場合と比較して選択肢を削除することについては、関係者の合意が得られにくいと考えられること」に留意しつつ、検討を進める必要がある。

〈資料6 特別徴収の推進について P5 案1～3について〉

- 案1については、選択肢A、B、C、Eについては、ほとんどの市区町村が普通徴収を認める中、選択肢DやFについては、市区町村間で取扱いに差が生じている状況を踏まえると、選択肢DやFのような取扱いに差がある選択肢が事実上の基準となれば、申出理由として示していない市区町村において課税事務に混乱を来すことにならないか。また、選択肢DやFについて普通徴収を認めることは、地方税法の様式ではないとはいえ、公的主体が運営するeLTAXにおいて設定する選択肢とすることに関しては、慎重な検討が必要である。
- 案2については、多くの団体において、現状の実務において普通徴収の認定要件として認められている要件であるとともに、地方税法に基づいた原則に近く、特別徴収の推進に資する一方、これまで「事業専従者」や「総従業員数が

2人以下」の申出理由を普通徴収に認めていた市区町村も少なくなく、申出理由の統一後も引き続き普通徴収を認めようとする場合、実務への影響が大きいのではないか。

- 案3については、選択肢E「その他」の理由については、普通徴収に認められない場合があると明記することで、現行の運用への影響を小さくすることが可能ではないか。一方、特段の理由なく「その他」を選択するケースが多くなる懸念があり、また、「その他」の理由を任意記載とした場合、個別判断の必要が生じるため、特別徴収義務者及び市区町村等の事務効率化につながらない可能性があると考えられる。

(以上)